

兵庫県公報

平成30年10月29日 月曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の一部を改正する条例（建築指導課）	1
規 則	
○ 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則（同）	2

公布された法令のあらまし

●太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の一部を改正する条例（条例第47号）

地域環境との調和を図るため、設置及び管理に係る計画の届出制度等の対象となる施設に、風力発電施設（風力を電気に変換する施設をいう。以下同じ。）を追加する等、風力発電施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めることとした。

●太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第53号）

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の一部改正により、設置及び管理に係る計画の届出制度等の対象に、風力発電施設（風力を電気に変換する施設をいう。）を追加することに伴い、所要の整備を行うこととした。

条 例

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第47号

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の一部を改正する条例

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「太陽光を」を「太陽光又は風力を」に改める。

第7条第1項中「事業区域の面積が5,000平方メートル以上の太陽光発電施設等」を「次の各号に掲げる太陽光発電施設等の区分に応じ、当該各号に定める規模又は能力を有するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 太陽光を電気に変換する施設 事業区域の面積が5,000平方メートル以上
- (2) 風力を電気に変換する施設 出力が1,500キロワット（環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）第2条第3号に規定する特別地域（以下「特別地域」という。）に設置するものにあつては、500キロワット）以上

第16条の見出し中「事業区域」を「規模又は能力」に改め、同条中「事業区域の面積」を「太陽光発電施設等の規模又は能力」に、「1,000平方メートル以上5,000平方メートル未満」を「、次の各号に掲げる太陽光発電施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模又は能力」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第7条第1項第1号に掲げる太陽光発電施設等 事業区域の面積が1,000平方メートル以上5,000平方メートル未満
- (2) 第7条第1項第2号に掲げる太陽光発電施設等 出力が20キロワット以上1,500キロワット未満（特別地域に設置するものにあつては、20キロワット以上500キロワット未満）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項（改正後の条例第10条第1項において準用する場合及び改正後の条例第15条第1項においてその例による場合を含む。）、第10条第2項（改正後の条例第15条第1項においてその例による場合を含む。）及び第11条（改正後の条例第15条第1項においてその例による場合を含む。）の規定は、平成31年2月1日以後に設置工事（改正後の条例第7条第1項に規定する設置工事をいう。）又は増設等工事（改正後の条例第10条第1項に規定する増設等工事をいう。）に着手する改正後の条例第7条第1項各号に掲げる太陽光発電施設等について、適用する。

（知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表83の2の部中「事業区域の面積」を「太陽光発電施設等の規模又は能力」に改め、「区域における」の右に「当該下限を定めた太陽光発電施設等に係る」を加える。

規 則

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第53号

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則（平成29年兵庫県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（事業計画に定める事項）

第3条の2 条例第7条第2項第6号（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画に係る太陽光発電施設等の区分

(2) 条例第7条第1項第1号に掲げる太陽光発電施設等（以下「太陽光発電施設」という。）及び同項第2号に掲げる太陽光発電施設等（以下「風力発電施設」という。）にあっては、その出力

第5条第2号ウ中「工作物の」を「太陽光発電施設について工作物の」に改め、同号エ中「部分（」の右に「太陽光発電施設にあっては」を、「係るものを」の右に「、風力発電施設にあっては風車に係るものを」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（変更の届出をすべき事項）

第5条の2 条例第7条第3項第2号（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める事項は、第3条の2各号に掲げる事項とする。

第8条中「条例」を「太陽光発電施設に係る条例」に改め、同条に次の2項を加える。

2 風力発電施設に係る条例第10条第1項に規定する規則で定める行為は、工作物の増設で、次に掲げるものとする。

(1) 当該増設により増加する風力発電施設の出力が1,500キロワット以上であるもの

(2) 出力が1,500キロワット未満の風力発電施設について、当該増設により出力が1,500キロワット以上となるもの

3 条例第7条第1項第2号に規定する特別地域に設置する風力発電施設に係る前項の規定の適用については、同項中「1,500キロワット」とあるのは、「500キロワット」とする。

第13条の見出し中「面積」を「規模」に改め、同条第1項中「については、」の右に「太陽光発電施設にあっては、事業区域に係る」を加え、「面積の」を「規模の」に改め、同条第2項中「第7条第1項中」を「第7条第1項第1号中」に改め、同条第3項中「第7条第1項」を「第7条第1項第1号」に改め、同条第4項中「第8条の」を「第8条第1項の」に改め、同項の表1の款中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同表2の款中「第8条（」を「第8条第1項（」に、「第8条第3号イ」を「第8条第1項第3号イ」に、「第8条第3号ウ」を「第8条第1項第3号ウ」に改める。

別表第1の4の項明示すべき事項等の欄(4)中「工作物」を「太陽光発電施設にあつては、工作物」に改め、同欄(5)中「湖沼」を「太陽光発電施設にあつては、湖沼」に改め、同表10の項明示すべき事項等の欄(3)中「太陽電池モジュール」を「太陽光発電施設にあつては、太陽電池モジュール」に改め、同表12の項図書の種類の欄中「反射光影響予測図」を「影響予測図」に改め、同項明示すべき事項等の欄中「太陽電池モジュール」を「太陽光発電施設にあつては太陽電池モジュール」に改め、「による」の右に「、風力発電施設にあつては知事が別に定める事項による」を加える。

様式第1号及び様式第3号中

「

事業区域の面積	平方メートル
---------	--------

」

を

「

事業計画に係る太陽光発電施設等の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
事業区域の面積	平方メートル	
太陽光発電施設又は風力発電施設の出力	キロワット	

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。